別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　名古屋市有松伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	名古屋市有松三一四六
附属屋	一棟	名古屋市有松八一七
附属屋	一棟	名古屋市有松八一七
附属屋	一棟	名古屋市有松八一七
土蔵	一棟	名古屋市有松八一七
主屋	一棟	名古屋市有松八二〇

○文部科学省告示第百三十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表十一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表十一　塩尻市奈良井伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	奈良井字東町六一八番地一
土蔵		

別表十八に、次の表に掲げるものを追加する。

別表十八　内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	二棟	内子町内子三〇一六番地、三〇一七番地、三〇一八番地、三〇二〇番地、三〇二一番地、三〇二二番地
教会及び教職舎		

別表二十一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二十一　柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	柳井市柳井津字金屋町四五〇番地
倉庫		

○文部科学省告示第百三十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成四年文部省告示第三十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　有田町有田内山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	有田町赤絵町一丁目一六二六番地一
主屋		

○文部科学省告示第百三十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成六年文部省告示第四十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	南丹市美山町北上牧一二
小屋		

○文部科学省告示第百三十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成九年文部省告示第百三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	うきは市吉井町九四〇番地一
付属屋		

○文部科学省告示第百三十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	室戸市吉良川町甲二二一六
付属屋		